

議会報告会資料

我孫子市議会

目 次

1 我孫子市議会の仕組み	-----	1
2 総務企画常任委員会報告	-----	11
3 教育福祉常任委員会報告	-----	19
4 環境都市常任委員会報告	-----	27
5 予算審査特別委員会報告	-----	35
6 我孫子市議会基本条例	-----	39

議会報告会日程

日 時	場 所
平成31年2月3日（日曜日） 10:00～12:00	市議会議場（市役所議会棟2階）

我孫子市議会の仕組み

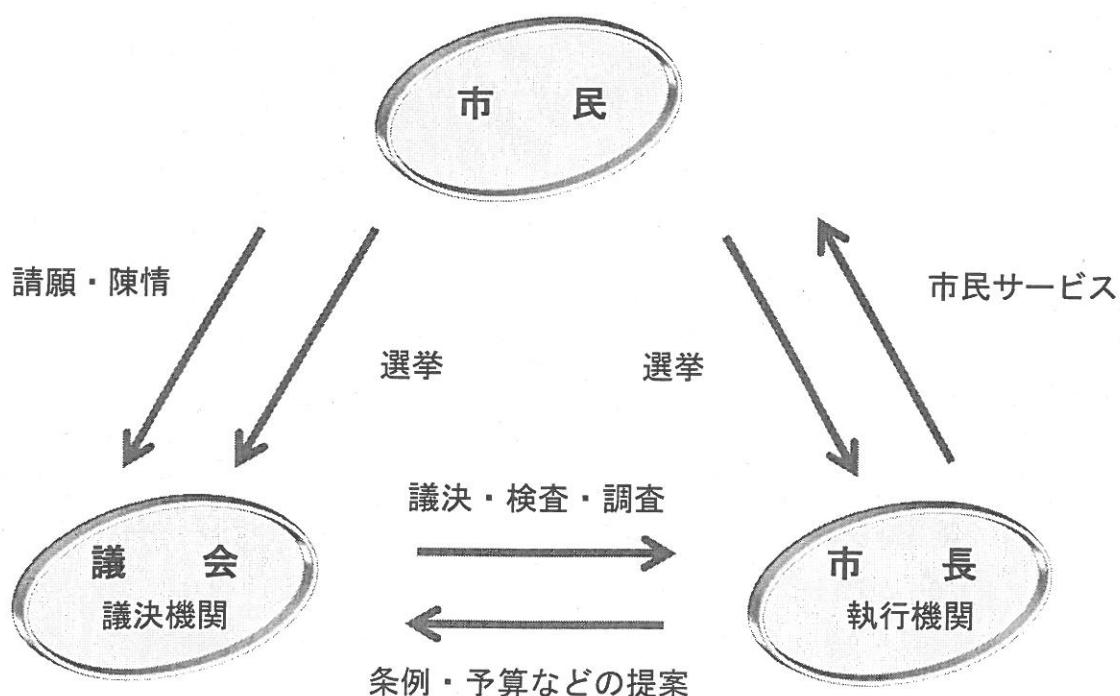
1 市議会の役割

私たちのまち我孫子市を、より住みよく明るいまちにするためには、市民全員で話し合い、市政を運営していくことが必要ですが、市民すべてが一堂に会して市政の運営について話し合うことは不可能です。そこで、市民の代表として市議会議員や市長を選挙によって選び、市政の運営をゆだねています。

市議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために健全な緊張関係を保ちながら、我孫子市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

市議会は市政の方針を決定したり、市政が適正に行われているかチェックしたりする機関で「議事機関」といいます。また、市議会の決定に基づいて実際に仕事を行うのが市長で、市長をはじめ教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などを「執行機関」といいます。

市議会と市長は、まったく対等の立場に立って互いに尊重し、論議し合いながら明るく住みよい我孫子市をつくるために努力しています。



2 市議会の権限

市議会は市民の代表として十分な活動ができるように、地方自治法に議会の権限が定められています。主な権限は次のとおりです。

◆ 議決権（地方自治法第96条）

市議会の最も代表的な権限で、条例や予算を定めたり、決算を認定したり、重要な契約や財産の取得・処分の決定などを行います。

◆ 検閲・検査及び監査の請求権（地方自治法第98条）

市の事務に関する書類や計算書を検閲したり、金銭出納の執行状況を検査したり、市の監査委員に監査を求めるなど、市民の代表として市政を監視します。

◆ 意見書の提出権（地方自治法第99条）

市の公益に関することについて、議会の意思をまとめた文書を、国会又は関係行政庁に意見書として提出することができます。

◆ 調査権（地方自治法第100条）

市の事務を独自に調査し、必要に応じて関係者の出頭や証言などを求めることができます。

◆ その他の権限

議長、副議長、選挙管理委員などを選ぶ選挙権（地方自治法第103条第1項）、市長が副市長（地方自治法第162条）、教育委員会教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条）、監査委員（地方自治法第196条）などを選任する場合の同意権、市民から提出された請願の審査（地方自治法第124条・125条）などがあります。

3 我孫子市議会の概要

◆ 議員数と任期

条例定数 24人（条例制定 平成21年3月24日）

現員数 23人（平成31年1月21日現在）

現議員の任期 平成27年12月1日から平成31年11月30日まで

議長・副議長

議長 椎名 幸雄（平成29年12月4日から）

副議長 豊島庸市（平成30年12月3日から）

◆ 会派別議員一覧

自分たちの意見を市政により多く反映させるため、同じ意見や考え方などを持った議員2人以上で会派を結成することができます。

平成31年1月21日現在

会派名	議員名	■会派代表
清風会	■松島洋 茅野理 椎名幸雄 日暮俊一 甲斐俊光 西垣一郎 高木宏樹 澤田敦士	
公明党	■木村得道 江原俊光 関勝則 戸田智恵子	
あびこ未来	■印南宏 早川真 坂巻宗男	
Nextあびこ	■内田美恵子 佐々木豊治 久野晋作	
無所属ネットワーク	■豊島庸市 芹澤正子	
日本共産党	■岩井康 野村貞夫	
会派に所属していない議員	海津にいな	

◆ 委員会（平成31年1月21日現在） ◎委員長 ○副委員長

常任委員会

市政が広範化、複雑化してきたことにより、議案その他必要な議決事項を、本会議の中できめ細かく審議することは困難です。

そのため、議案などを専門的、能率的に審査する議会の常設機関として、少人数の議員で構成する常任委員会が設けられています。

我孫子市議会には、次の3つの常任委員会があり、議員はかならず1つの委員会に所属しています。

総務企画常任委員会 (欠員1人)	定数 8人	委員	◎芹澤正子 ○岩井 康 日暮俊一 西垣一郎 木村得道 早川 真 久野晋作
		所管	総務、広報、企画、財政、住民記録、市民活動、防災、消防など
教育福祉常任委員会	定数 8人	委員	◎高木宏樹 ○戸田智恵子 茅野 理 椎名幸雄 坂巻宗男 佐々木豊治 豊島庸市 野村貞夫
		所管	福祉、介護、国保、保育、教育、生涯学習など
環境都市常任委員会	定数 8人	委員	◎海津にいな ○関 勝則 松島 洋 甲斐俊光 澤田敦士 江原俊光 印南 宏 内田美恵子
		所管	商業、農業、環境、道路、交通、上下水道、都市計画、公園、住宅など

議会運営委員会

議会の運営が円滑に行われるよう、議会の運営、会議規則や委員会条例、議長の諮問に関するなどを協議する機関として設けられています。委員は2人以上の会派から所属議員数に応じて選任されます。議長・副議長も出席します。

議会運営委員会	定数 9人	委員	◎茅野 理 ○木村得道 西垣一郎 澤田敦士 坂巻宗男 佐々木豊治 芹澤正子 野村貞夫
		所管	議会の運営、会議規則や委員会条例、議長の諮問に関する事など

特別委員会

ほとんどの議案は常任委員会で審査されますが、特定の問題や議会が必要と認めるときには、特別委員会を設けて調査又は審査することができます。

※我孫子市議会では、一般会計予算及び決算の審査には、その都度特別委員会を設置することになっています。

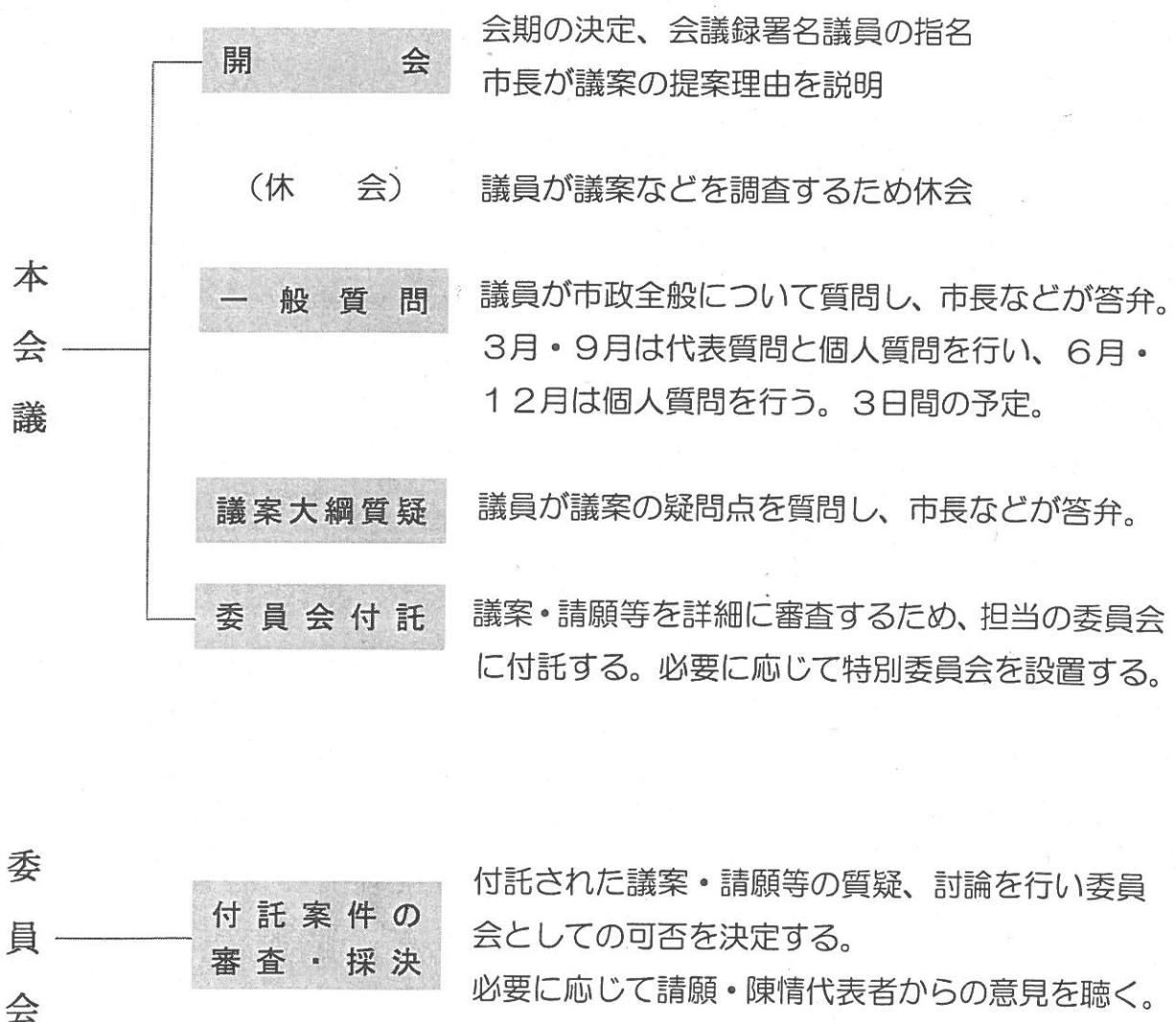
4 市議会の運営（定例会の流れ）

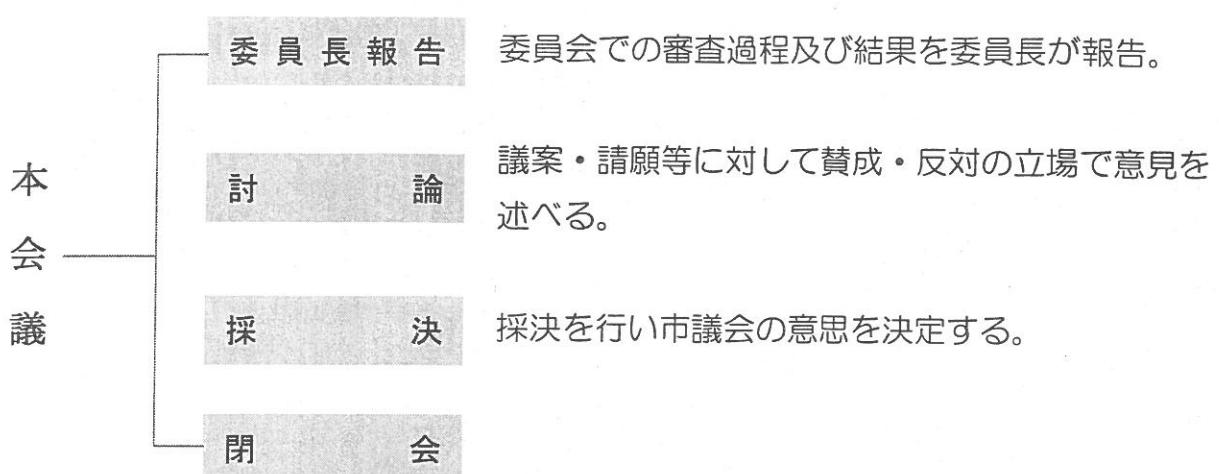
市議会には、定期的に開かれる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があり、決められた一定の活動期間（会期といいます）中に本会議や委員会を開いて、議案等の審査を行います。

我孫子市議会の場合、定例会は年4回開くことになっており、おおむね3月、6月、9月、12月に開会されます。

市議会の活動は、会期中に行うのが原則ですが、会期外でも必要に応じて議会の議決により委員会を開き活動することがあります。

会期中の議事は定例会により異なりますが、おおむね次のように進められます。





◆ 本会議

本会議は全議員により構成され、議案等を審議し、最終意思を決定するほか、市政全般について質問を行う会議です。

本会議を開くためには、原則として議員定数の半数以上の出席が必要です。また、議会の意思は原則として出席議員の過半数で決定します。

5 平成30年第4回定例会での審議結果 議決総数20件

◆ 市長提出議案 19件

- ・我孫子市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定 原案可決（賛成全員）
- ・我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
原案可決（賛成全員）
- ・我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
原案可決（賛成多数）
- ・我孫子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定 原案可決（賛成全員）
- ・我孫子市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定 原案可決（賛成全員）
- ・我孫子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定 原案可決（賛成全員）
- ・我孫子都市計画事業我孫子駅前土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定 原案可決（賛成全員）
- ・我孫子市議会議員及び我孫子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する

- 条例の一部を改正する条例の制定 原案可決（賛成全員）
- ・指定管理者の指定（市民プラザ） 原案可決（賛成全員）
 - ・指定管理者の指定（老人福祉センターツツジ荘） 原案可決（賛成全員）
 - ・指定管理者の指定（西部福祉センター） 原案可決（賛成全員）
 - ・指定管理者の指定（我孫子インフォメーションセンター） 原案可決（賛成全員）
 - ・指定管理者の指定期間の変更（湖北地区公民館） 原案可決（賛成多数）
 - ・平成 30 年度我孫子市一般会計補正予算（第 3 号） 原案可決（賛成多数）
 - ・平成 30 年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)
原案可決（賛成全員）
 - ・平成 30 年度我孫子市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
原案可決（賛成全員）
 - ・平成 30 年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
原案可決（賛成全員）
 - ・平成 30 年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
原案可決（賛成全員）
 - ・監査委員の選任（甲斐俊光氏） 同意（賛成多数）

◆ 請願 1件

学校給食無償化を求める請願 不採択（賛成少数）

総務企画常任委員会報告

委員長	芹澤正子
副委員長	岩井 康
委員	日暮俊一、西垣一郎、早川 真 飯塚 誠、木村得道、久野晋作

1. 議案の審査経過および結果（5件）

議案第1号

議案名	我孫子市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
概要	配偶者が外国に勤務等の事由により滞在することとなった職員の継続的な勤務を促進するため、職員としての身分を保有しつつ職務に従事しないことを認め、配偶者と生活を共にすることを可能とする配偶者同行休業制度を導入するに当たり、必要な事項を定めるもの
質疑概要	<p>質問：対象となる職員が想定されたのか、又は、従前から検討されていたのか。</p> <p>答弁：法改正の平成26年時点では相談はなかった。昨年度、今年度各1件の相談があった。有能な人材確保と仕事と家庭の両立支援から導入。</p> <p>質問：職員の勤務成績も勘案の一つ。どのような承認基準か。</p> <p>答弁：国家公務員と同様の実施基準の運用。職員の勤務成績が直近2年間で良好なものが対象。</p> <p>質問：この休業制度の期間は。</p> <p>答弁：法律で3年を越えない範囲。原則1回の延長。再度の延長でも3年以内。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第2号

議案名	我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概要	人事院勧告を考慮し、給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、条文を整理するもの
質疑概要	<p>質問：平成30年度の一般職員総数と、一般職員人件費総額、歳出総額に占める人件費比率は。</p> <p>答弁：平成30年度分は、2,570万円の増額となる。</p> <p>質問：人事院勧告が唯一の準拠とはいえ、市の財政事情もあるが当局の見解は。</p> <p>答弁：財政事情の厳しさは変わっていないと感じているが、実際、官民の較差という部分で人勧を考慮した。</p> <p>質問：公務員は団体交渉はできるが、ストライキは禁止。 人事院や人事委員会の勧告で賃金が決まるのか。</p> <p>答弁：その通り。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第3号

議案名	我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概要	一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定を考慮し、常勤の特別職の給料月額及び期末手当の支給割合を改定するもの
質疑概要	<p>質問：近隣市との差はあまり関係ない。一般職の職員の独自での減額は何年度からどのように。</p> <p>答弁：平成22年度から若手の1級職員を除き2%の減額。25年度からは2級は2%、5級は3%、6級以上は3.5%に改正。</p> <p>質問：削減期間を延長した理由は。</p> <p>答弁：ラスパイレス指数や財政状況が改善されないため延長。</p> <p>質問：一般職の独自削減を戻せるときまでは、自分たちは耐え忍んでいく意思はあるのかないのか。</p> <p>答弁：職員と共に減額してきた。東葛地域で低いという意見をいただいている。12年で初めての1.1%プラスの改正。</p>
審査結果	否決（賛成少数）

議案第8号

議案名	我孫子市議会議員及び我孫子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概要	公職選挙法の一部改正により、都道府県及び市区議会議員の選挙においても候補者が選挙運動用のビラを頒布することが認められ、その作成費用を無料とすることができるようになったことに伴い、条例で定めるところにより選挙運動用ビラの作成費用の公費負担を行うこととするもの
質疑概要	<p>質問：ビラの2種類以内4,000枚は、公費負担。立候補届出者に対し、証紙はいつ配布されるのか。</p> <p>答弁：事前の届出の際にビラの確認をし、7つ道具と同時に渡す。</p> <hr/> <p>質問：公費負担は一枚7円51銭。それ以上は候補者負担か。</p> <p>答弁：その通り。</p> <hr/> <p>質問：このビラの頒布の条件は。</p> <p>答弁：新聞折り込み。候補者の選挙事務所内での頒布。個人演説会場内。街頭演説の場所での頒布。この4つのみ可。</p> <hr/> <p>質問：適用はいつからか。</p> <p>答弁：平成31年3月1日以降に告示される選挙から。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第9号

議案名	指定管理者の指定について
概要	<p>我孫子市民プラザを管理する指定管理者を指定するもの 指定管理者となる団体の名称：株式会社セイウン 指定の期間：平成31年4月1日から34年3月31日まで</p>
質疑	<p>質問：選定評価表1位のセイウンは、2位と比べて11ポイント高いが、評価項目2番の市民の平等な利用を確保する方法と8番の個人情報保護法に対する基本的な考え方及び対応方法についてトップではない。この点は重要な問題だと思うが、市の考えは。</p> <p>答弁：2番については、2位のA団体は、サービス介助士の資格を持ち、障害者・高齢者・幼児連れなどにおもてなしの心で利用しやすい環境に努めるという点で高評価がされた。8番については厳格なルールと、より具体的な個人情報の取り扱いについて提案があった。加えてインターネットやパソコンを通じた通信の24時間監視までやるとの提案が評価されたもの。</p> <p>質問：これら2点は重要な内容。総合点がトップだからといつても、この2点はおそらくできないと思うが、どう捉えているか。</p> <p>答弁：2番については、セイウンも仕組みや情報、サービスの公平さということで細かい提案がある。8番についても、IPAもマニュアルに沿っていることやPレベルを取っている事業者であると判断している。決定後も毎年行う事業評価の中で厳格に評価していく。</p> <p>質問：3年間の実績、経験の上での計画が評価できるとあるが、この点は評価項目のどれにあたるのか。</p> <p>答弁：施設の設置目的を踏まえた施設運営の基本的な考え方、利用者サービス向上に関する考え方、芸術文化自主事業である。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

2. 所管事項で特に議論された事項について

項目	市の窓口におくやみコーナーの設置について
担当課	市民課
質問内容	<p>質問：おくやみコーナーの設置とハンドブックの作成は。</p> <p>答弁：死亡に伴う主な届出の例を示して、窓口でご遺族に寄り添った対応をしている。年金等の手続きで松戸や柏に出向く必要があるもの、期限のあるものもあるので案内図や届出時期がわかるものなどを加えて、届出の例の内容の充実を図っていきたい。</p> <p>質問：一つの窓口に書類を持っていけば、それで終わるような仕掛けと仕組みの検討を。</p> <p>答弁：丁寧な対応は、重々感じている。ただ市役所は非常に手狭な庁舎でもあり、ご遺族が相談される場所のプライバシーの配慮もしなければならないので、今後カウンターの見直しの際にはおくやみ窓口の設置なども検討する。</p> <p>質問：高齢者の方ばかりでなく若い世代の方が手続きをするにしても、一本化できるところはしっかりと一本化したほうがいいと思う。窓口の一本化を要望する。</p> <p>答弁：庁舎の建て替えはまだ先のことだが、窓口の見直しを検討事項の一つに組み入れる。</p>

項目	防災ラジオ・防災無線について
担当課	市民生活部・市民安全課
質問内容	<p>質問：これまでに、防災ラジオについて具体的な進展はあったか。</p> <p>答弁：調査等はしているが、大きな進展はない。</p> <p>質問：防災無線の防災あびこの聞こえにくい状況についての対応の現状は。</p> <p>答弁：現在、予算編成中だが、再送信子局というものを検討している。電波の届かない所に電波を再度送るようなシステム。高額なもので、来年度すぐかはわからないが進めていきたい。</p> <p>質問：その出力はどのくらいか。</p> <p>答弁：今、数字で出せないが、再送信して電波を飛ばす方法。</p> <p>質問：電波法の関係で、地域的な状況・特性によって対応しなければいけない。実際にやってみたけれど届かないということがないよう、計画的にやっていただきたい。</p> <p>答弁：電波法は厳しく、無線の子局のアンテナも高さ制限がある。電波帯を変えての再送信には、免許も関係するので費用がかさむが、届くようにしていきたい。</p> <p>質問：防災ラジオについて、財政的な問題を理由にして具体的な行動がとれていない。茅ヶ崎市では大震災の翌年に防災ラジオ 300 台を自主防災組織 130 自治会に設置。聞きづらい状況もあったのでポケベルのシステムを活用し、それに合った受信機を開発した。受信機は一台 1 万円、市民の負担は 2,000 円。通信料年 600 円で活用され、県からは 1,500 万円の補助がでている。命にかかる問題なので、我孫子市も早急に対応すべきと考えるがいかが。</p> <p>答弁：防災ラジオについては、近隣センターや小学校に設置しているが、電波状態が良くない。費用の点なども含め引き続き調査していく。</p> <p>質問：フットワークが弱すぎる。遅すぎる。これから研究するのでは遅い。</p> <p>答弁：情報を伝える手段はいろいろある。我孫子市ができるものを検討していく。</p>

教育福祉常任委員会報告

委員長	高木宏樹
副委員長	戸田智恵子
委員	茅野 理、椎名幸雄、坂巻宗男 佐々木豊治、豊島庸市、野村貞夫

1. 議案の審査経過および結果（9件）

議案第4号

議案名	我孫子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
概要	介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されたことに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるもの
質疑概要	<p>質問：権限移譲後の担当課での作業の変更点は。</p> <p>答弁：新事業所、既存の事業所の変更等の届け出の受付、実地指導及び正当な運営のための書類審査を行うようになる。</p> <p>質問：苦情処理や事故発生時の対応については。</p> <p>答弁：市の相談窓口、県や国保連合の苦情届け出先を重要事項説明書等に明記し、契約をするよう指導している。また、市で事故報告基準を設け、届け出を指導している。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第5号

議案名	我孫子市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概要	千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部改正に伴い、支給を決定するための所得を確認する期間を変更するとともに、条文を整備するもの
質疑概要	<p>質問：条例改正による変更点は。</p> <p>答弁：用語が千葉県に合わせ、養育から監護に変わった。支払期月が年3期から年6期となる。また、支給制限の適用期間が、その年の11月から翌年の10月までとなる。</p> <p>質問：届け出義務については、規則よりも条文に書くべきでは。</p> <p>答弁：運用上、様式の変更等の場合、規則のほうが簡便となる。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第6号

議案名	我孫子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
概要	学校教育法の一部改正により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件を改めるもの
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第10号

議案名	指定管理者の指定（我孫子市老人福祉センタ一つじ荘）について
概要	我孫子市老人福祉センタ一つじ荘を管理する指定管理者を指定するもの 指定管理者となる団体の名称：社会福祉法人アコモード 指定の期間：平成31年4月1日から34年3月31日まで
質疑概要	質問：築44年の老朽化した一つじ荘の市と指定管理者の管理区分や修繕については。 答弁：管理や修繕区分を明確にしている。大規模な修繕は市で、緊急的なものは指定管理者で対応する。 質問：一つじ荘の存続の方向性は。 答弁：選考された指定管理者から、一つじ荘が長期に渡り存続できるよう、建て替えも含め検討を行うとの提案を受けている。また、市としても市民のニーズに応えられるように検討を進めていきたい。
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第11号

議案名	指定管理者の指定（我孫子市西部福祉センター）について
概要	<p>我孫子市西部福祉センターを管理する指定管理者を指定するもの</p> <p>指定管理者となる団体の名称：社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会</p> <p>指定の期間：平成31年4月1日から34年3月31日まで</p>
質疑概要	<p>質問：応募が1団体のみの要因は。</p> <p>答弁：募集要領の中で、資格が福祉施設に関して維持管理、運営の実績を求めていたため、社会福祉法人に限られる。</p> <p>質問：指定管理期間を、5年ではなく3年とした理由は。</p> <p>答弁：平成18年から指定期間を5年としていたが、前回から施設の在り方の検討が必要なることから3年とした。次回は、慎重に検討していきたい。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第13号

議案名	指定管理者の指定期間の変更について
概要	<p>我孫子市湖北地区公民館の指定管理者の選定過程において、募集要領に不備があり、再募集に時間を要することから、指定期間を延長するもの</p> <p>変更内容：「平成31年3月31日まで」を「平成31年6月30日まで」に変更</p>
質疑概要	<p>質問：事務手続きミスの原因と再発防止策は。</p> <p>答弁：新しい条例、条例施行規則の条文を確認しなかったのが最大の原因である。再発防止策として、人員体制を強化した。また、作業工程等スケジュール管理の徹底を図る。</p> <p>質問：指定期間の延長の理由及び影響は。</p> <p>答弁：再度公募による新しい事業者が決定した場合、引き継ぎに3か月かかると予想されるため、3か月延長した。市民サービスの低下を招かないように、現事業者に運営をお願いするために基本協定等の変更を行う予定でいる。</p>
審査結果	原案可決（賛成多数）

議案第15号

議案名	平成30年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
概要	既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ61万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億343万1千円とするもの 歳入：繰入金を増額 歳出：総務費、保険給付費、諸支出金を増額し、予備費を減額
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第17号

議案名	平成30年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第2号）
概要	既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,866万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億8,204万6千円とするもの 歳入：支払基金交付金、繰入金などを増額 歳出：総務費、保険給付費を増額し、地域支援事業費を減額
質疑概要	質問：天王台、湖北、布佐・新木の高齢者何でも相談室の職員に欠員が出たための、517万5,000円の減額の理由は。 答弁：天王台地区は産前・産後・育児休暇の1名の代替職員の未配置。湖北、布佐・新木の2か所は、急な職員の退職により計3名欠員のため人件費相当分の委託料を減額した。 質問：長期にわたる高齢者何でも相談室の職員の欠員による支障は。 答弁：市役所の直営のほうから欠員分の配置をしているため、業務への支障はないと考える。
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第18号

議案名	平成30年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
概要	既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万円2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,507万6千円とするもの 歳入：一般会計繰入金を増額 歳出：総務管理費を増額
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決（賛成全員）

2. 請願の審議経過および審査結果（1件）

請願第13号

請願名	学校給食無償化を求める請願
請願者	佐々木 礼子外4名（意見陳述あり）
紹介議員	岩井康、内田美恵子、印南宏、飯塚誠、早川真、芹澤正子
要旨	1. 我孫子市の学校給食の完全無償化をめざしてください。 2. 我孫子市の学校給食自校調理方式と、栄養職員全校配置を引き続き努力してください。 3. 国費として学校給食無償化を実行するよう、市から国に意見を上げてください。
審査結果	不採択（賛成少数）

3. 所管事項で特に議論された事項について

項目	子育てフリーマーケットについて
担当課	保育課
質問内容	<p>質問：当初は単独でフリーマーケットということにスポットを当ててやっていたと思うが、最近ではママへのごほうびフェスタの中で協働事業として行っていると思う。今日の形に至った経緯は。</p> <p>答弁：子育てフリーマーケットは提案の中で出てきて、一番初めは手賀沼公園で行い、それと合わせて4つの広場で実施した。参加者が利用しやすいということで、ママへのごほうびフェスタが協働事業で大きく行っているため、利便性、天候を考えて一緒に行うようになった。昨年は室内で実施したが、今年は出店しやすいところ、人が参加しやすいところ、みんなの目について使いやすいところということで、けやきプラザの通り道で実施した。</p> <p>質問：次回は5年目だが、事業自体がまだ若い世代のところに認識がされていない状況だと思う。担当課として認知してもらう対策が必要と思うが、考えは。</p> <p>答弁：フリーマーケットは外でやったほうがいいであろうということで、今年は駅前から見えるような位置に配置をして実施した。大きなイベントに合わせて実施するなどの工夫と、より丁寧な周知をして出店者の呼び掛けも同時に行っていく。</p>

項目	中学校駅伝大会について
担当課	教育委員会
質問内容	<p>冒頭、倉部俊治教育長より、千葉県中学校駅伝で優勝した我孫子中の男子と久寺家中学女子が、12月16日に滋賀県の希望が丘文化公園で行われた全国大会に出場し、昨年度の白山中学の男子の優勝、女子の第6位入賞に引き続き、今年度も我孫子中学校男子が第7位、久寺家中学校女子が第4位との報告を受ける。</p> <p>質問：昨年に引き続き、大変すばらしい成績を残してくれたと思うが、この結果を市民に対してどのように伝えていくのか。</p> <p>答弁：ぜひ市民の皆様にもこの快挙を知りたい。市のホームページ、教育委員会のホームページで、教育長だよりなどを通じて、できる限り写真入りで市民の皆様にご覧いただきたいと思う。</p> <p>質問：我孫子全体が持久走やランニング・駅伝などで盛り上がるようなイベントに力を入れていくべきと思うので、ぜひ検討していただいて、全国にこの我孫子のよさが伝わるようにお願いをしたいと思うが、どうか。</p> <p>答弁：我孫子のとてもいい特徴の一つなので、今後ともこういう形で活躍できる子どもたちが育つように、市民の皆さんも含めて、スポーツに目が向くような取り組みをしていきたいと思う。</p> <p>質問：このタイミングを逃さず、女子中学生の駅伝大会の実現を目指してはいかがか。</p> <p>答弁：女子の大会を増やして欲しいという熱い思いをいただいているので、356バイパスの完成に合わせて、男女とも我孫子と柏の中学生が駅伝大会ができるようにしながら、そこに合わせて近隣の有力校を招待するような形で、銚子駅伝のような形で手賀沼の駅伝ができればと考えている。</p>

環境都市常任委員会報告

委員長	海津にいな
副委員長	関 勝則
委員	松島 洋、甲斐俊光、澤田敦士 印南 宏、江原俊光、内田美恵子

1. 議案の審査経過および結果

議案第7号

議案名	我孫子都市計画事業我孫子駅前土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について
概要	清算金の分割徴収に係る利率を改めるとともに、条文を整備するもの
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第12号

議案名	指定管理者の指定について
概要	我孫子インフォメーションセンターを管理する指定管理者を指定するもの 指定管理者となる団体の名称：株式会社エヌケイサービス 指定の期間：平成31年4月1日から36年3月31日まで
	質問：選考で評価された理由を具体的に示してもらいたい。 答弁：今までの実績を生かし、それをさらに進めるような独自の提案が評価をされた。 質問：選定理由に、長期的な視点からの施設改善提案をしている、とあるが、具体的に何か。 答弁：指定管理料が多少高額の理由にもなるが、施設内が暗い感じがするということで、LEDを利用して明るくするという設備の改善提案もあり評価した。 質問：決算書、事業報告書などの比較では事業の安定性、継続性を考えたときに、もう一方（A社）が優れた感じがするので説明を求める。 答弁：A社は大手企業で経営状態は良いが、エヌケイサービスも平均であって、決して低い評価ではない。 質問：指定管理とする場合、今後の我孫子にとってインフォメーションセンターが観光の一つの窓口になる。オリンピックも控えて、外国からの方の数も増えてくる。研修

	<p>体制等、職員の能力育成の評価点が低いようだが、どのように評価したのか。</p> <p>答弁：研修に対しては、それほど特筆すべきところはなかったが、他国語に精通している方は両方ともいなかつたと記憶している。おもてなしについては、5年半の実績を持つエヌケイサービスはとても評判がよかった。</p> <p>質問：金額的には受注した方が1億2,300万円で、落ちた方が1億1,300万円、その1,000万円の違いと理解して良いか。</p> <p>答弁：5年間で1,000万円の差になる。</p> <p>質問：自主事業の両者の差が大きいが、何を評価したのか。</p> <p>答弁：市制50周年ということでの提案も多岐にわたり挑戦しているということ、且つ、バツツアーなどはすぐ満席になっていた実績などが評価できた。</p> <p>質問：来館者数はどのように推移しているか。</p> <p>答弁：平成25年度が3万人弱。26年度には3万8千人、27年度には4万3千人と推移している。</p> <p>質問：ホームページのアクセス数が減っている理由は何か。</p> <p>答弁：コンテンツの工夫もしており、直接的な減少の原因というのが突きとめきれていない。来館者としては高年齢の方が増えているが、若い方たちにアピールできていないのが課題となっている。</p> <p>質問：商工振興につながるような何らかの成果はみられるか。</p> <p>答弁：アビシルベだけの効果とは言い切れないが、昨年度の実績として既に以前の数字を上回るのを把握している。</p> <p>質問：A社との総合点の差が800点中18点、割合で言うと2%の僅差である。指定管理をエヌケイサービスにしたという責任は市にあるから、しっかりとチェックしていただきたいが、どのようなチェック体制か。</p> <p>答弁：毎月報告書をもらい、事業について確認している。また、職員が週に二、三回みまわっている。本市の魅力を広く知らせることが評価の第1番目にも上がっており、その辺のところをこれからも強化する。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第16号

議案名	平成30年度我孫子市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
概要	<p>既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ69万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,973万円とするもの</p> <p>歳入：繰入金を増額</p> <p>歳出：下水道事業運営費、下水道事業建設費を増額</p> <p>継続費の変更としては、浸水対策補助事業（後田樋管整備事業）で、想定外の埋設物に処理するため、総額を3億9,410万円から4億2,910万円に変更する。</p>
質疑概要	<p>質問：今回の補正事業は後田樋管の部分だということだが、想定外の埋設物というのは、具体的にどういうものか。</p> <p>答弁：国道6号線と県道船橋・我孫子線の工事の際に布設されたと思われる排水管が出てきたことによるものである。</p> <p>質問：同箇所の地盤改良とは、具体的にどのようなことをされるのか。</p> <p>答弁：設計段階で想定されていた必要強度に対応する改良体の量が、現場で実際の土を採取して配合、検討したところ、設計以上の改良剤が必要になったと国から聞いている。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

2. 所管事項で特に議論された事項について

項目	クリーンセンターについて
担当課	クリーンセンター（新廃棄物処理施設建設準備室）
質問内容	<p>質問：消費者庁は食品ロス削減に関する実証事業を公表した。セミナーでは、食品ロスの現状、食材を使い切るための料理の工夫等の講演、食材の長期保存方法等が記されたマニュアルの配布により、参加者に高い削減効果があった。市もセミナーの開催とマニュアルの作成を要望する。</p> <p>答弁：セミナー開催は要望として、マニュアル作成は検討する。消費生活センターでは、今年度の消費生活展で食品ロスを取り上げる予定である。</p> <p>質問：クリーンセンター焼却施設の余熱利用について、老人福祉センターツつじ荘が15年後に建て替えが必要という回答があった。農振地域ではない隣地のゲートボール場は4、5人の地権者が所有し、文化・スポーツ課で借地している。つつじ荘の建て替え用地として、クリーンセンター計画に組み入れられないか。</p> <p>答弁：平成30年初めに関係各課と協議し、向こう10年間、クリーンセンター近辺に福祉施設のような建設計画はないという回答を得た上で、整備詳細計画を作成した。</p> <p>質問：つつじ荘の耐用年数があと15年、新クリーンセンター完成まで5年、クリーンセンター完成時はつつじ荘の計画はできている。クリーンセンターは平成31年4月入札公告、31年度末契約という日程の中で、余熱利用施設の計画は可能では。</p> <p>答弁：計画変更は再度調査する必要がありスケジュールに影響する。健康福祉部でつつじ荘の建て替え計画が出れば、再協議していく。</p> <p>質問：つつじ荘の建て替え計画がないからだめということではなく、環境影響評価で半年延長するため、クリーンセンターの配管を将来余熱利用施設へ延伸する設計を盛り込んでもう一度計画を作成してほしい。</p> <p>答弁：そのような計画が具体化してきたときは、当然協議し、そのような設備を取り入れられるかどうか検討する。</p>

質問：建設計画におけるエネルギー回収率は循環型社会形成推進交付金の交付要件で16.5%を設定との答弁があった。要求水準書案は、16.5%以上となる。どちらを考えればいいのか。16.5%に限定したのなら、その理由は。

答弁：交付金の交付要件は16.5%以上となっており、最低限16.5%を確保する内容になっている。環境省マニュアルでは16.5%で設定とあるが、16.5%以上で間違いない。

質問：一般質問で発電機の出力について、2,000KW超の場合、高圧受電から特別高圧受電に変更となり、約4Km離れた手賀沼流域下水道終末処理場付近からの送配電線整備が必要で、約36億円かかるという答弁があった。視察したふじみ野市は出力容量3,400KWだが、特別高圧受電かどうか、整備費用はいくらか。

答弁：ふじみ野市は、3,200KWのうち、余熱利用として温浴施設等に1,200KW、売電用に2,000KW以下を特別高圧連系へ接続している。

質問：新クリーンセンター建設の際、10年先を見据えて、厳しい財政の市政経営を全体的に考えながら計画を作成して欲しいが、検討する余地があるかどうか。

答弁：今後、何年後かにどうなるかという未確定なことを検討の中で盛り込むのは難しいので、最新情報の中でしっかりと情報収集して検討する。売電は2,000KWという境目があるが、太陽光や自家消費も含めてどうするのが一番効率的かは要求水準書確定までに、市にとって一番有利な所を見極めたい。

質問：2020年に発送電分離は法律で確定している。その後の状況は未確定だが、他国の実例を参考にして、5年後、10年後を見越して考えて欲しい。

答弁：発送電分離もどこまで具体的な基準が示されるか等、最新情報をしっかりと取り入れ、諸外国の実例という安易な想定で検討して後悔を残さないよう、確定できる情報は押さえた上で検討する。また、発送電分離の時、送電会社の負担について詳細規定はなく、現状では約36億円かかるという試算をしたが、それがどうなっていくか見極められないと判断が難しい。今後の動向の中で、市にとって有効な視点だけは忘れずに検討したい。

質問：新施設に設置する太陽光発電施設で発電した電気について、独立した電気系統の導入とは、具体的に何を指して

	<p>いるか。</p> <p>答弁：場内で、例えば街灯、電光掲示板に使用する。</p> <p>質問：新クリーンセンターの太陽光発電で発電した電気は、一切売電に使用しないのか。</p> <p>答弁：送電売電は、2,000KWというハードルがあるので、それを超える部分は、場内でどのくらいの消費量があるか等も含め総発電量を検討し、決めていきたい。</p>
--	---

項目	農産物直販所の春菊残留農薬について
担当課	農政課
質問内容	<p>質問：農産物直売所で販売している農産物の検査体制はどうなっているのか。</p> <p>答弁：通常は、保健所が抜き打ち的に検体を採取して検査を行うこともある。我孫子の場合、平成25年から独自で残留農薬の検査を始め年間24検体検査をしているが、自治体で検査をしているのは非常に珍しいと聞いている。</p> <p>質問：原因が判明しない内は対策も難しいと思うが、今後出荷する野菜の安全対策についてはどう考えているのか。</p> <p>答弁：農家の方に残留農薬の件を踏まえてスキルアップ技術研修を実施した。また、生産履歴システムを導入し、しっかりと管理をしていきたい。</p> <p>質問：市独自の検査で、これまでに農薬などが検出されたことはあるか。</p> <p>答弁：今回が初めてである。</p> <p>質問：平成25年から市の独自検査を始めたきっかけは何か。</p> <p>答弁：柏市場だったと思うが、平成23年と24年に枝豆から残留農薬が検出されたことに端を発したことによる。</p> <p>質問：今まで安全だったということよりもっと大きく公表しても良いのではないか。市独自で検査していること自体が知らなかつた方も多く、安全であることをより一層アピールする必要があるのではないか。</p> <p>答弁：農薬が検出されないことが当然であるため、農薬が検出されないことよりも、生産履歴システムを導入し、我孫子のエコ農法に取り組んでいく。その中で、我孫子産農産物の安全・安心を広くPRしていく。</p>

予算審査特別委員会報告

委員長	日暮俊一
副委員長	木村得道
委 員	高木宏樹、澤田敦士、坂巻宗男 久野晋作、芹澤正子、野村貞夫

議案の審査経過および結果

議案第14号 原案可決（賛成全員）

議案名 平成30年度我孫子市一般会計補正予算第3号

概要 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ393億7,500万円とするもの。

補正前の額 390億1,900万円

補正額 3億5,600万円

補正後予算額 393億7,500万円

1. 主な歳入項目

単位：千円

項目	補正額	内容
分担金及び負担金	11,756	児童福祉費負担金 私立保育園保育料
国庫支出金	106,184	子どものための教育・保育給付費負担金 75,395、生活保護費負担金 41,769、 廃棄物処理施設整備事業補助金△8,640ほか
県支出金	69,587	子どものための教育・保育給付費負担金 37,686、被災農業者向け経営体育成支援事業 助成金 35,000ほか
繰入金	168,526	財政調整基金繰入金 180,000、清掃工場建設 基金繰入金△16,000ほか
諸収入	△53	雑入

2. 主な歳出項目

単位：千円

項目	補正額	内容
電算管理運営費	11,498	電算システム包括委託料、基幹システム改元 対応業務委託料
敬老事業	△2,740	敬老祝金等報償費
子ども・子育て支援事業	△4,572	一時預かり事業補助金

項目	補正額	内容
保育園児童保育委託事業	153,992	私立保育園委託料
子どものための教育・保育給付事業	34,377	施設型給付費 22,397 地域型保育給付費 11,980
生活保護扶助費	55,693	住宅扶助費 16,172 医療扶助費 39,521
水質汚濁・地下水汚染・土壤汚染防止対策事業	△5,526	地下水汚染対策事業委託料
新クリーンセンタ一整備事業	△25,920	環境影響評価業務委託料
農業振興対策事業	50,000	被災農業者向け経営体育成支援事業助成金
我孫子駅前都市改造事業	△14,829	換地処分準備委託料
幼稚園振興事業	△4,493	就園奨励費システム改修委託料
教育扶助費	3,216 4,616 特別支援教育就学奨励費 △1,400	要保護費・準要保護児童生徒就学援助費 特別支援教育就学奨励費 △1,400
小学校運営費	1,696	学校共通備品購入費
中学校運営費	2,830	学校共通備品購入費 303 科学・情操教育備品購入費 2,527
予備費	△4,288	歳出予算調整

3. 主な質疑概要

質問：敬老祝金の詳細を。

答弁：当該年度中に満年齢が80歳と88歳（1万円）、100歳（3万円）に達する方で、9月1日現在、引き続き我孫子市に5カ月以上、住民基本台帳に記録されている方に現金が贈呈される。

質問：256人が減っている原因はなにか。

答弁：平成29年9月1日現在の79歳、87歳、99歳の人数を元に抽出し予算計上したため、実際に年齢に達した方との間に差異が生じた。またまだ未申請の方については、再度申請書を送付し、それでも申請がない方については、ご自宅に訪問して贈呈している。

質問：保育園児童保育委託事業 児童数の増加や公定価格の変化とあるが、どのような変化があったのか。

答弁：児童数は合計で667名の増加、認定こども園は270名の増加となった。また公定価格の変化は、平成29年度に新たな保育士の処遇を上げる処遇改善加算を平成30年3月議会で補正予算を計上したが、平成30年度本予算の計上には間に合わなかったため12月議会の補正予算で計上した。

質問：＜あびこエコプロジェクト推進事業（太陽光発電・住宅用省エネルギー設備等設置補助）＞について 当初の予定と現在の申請件数は。

答弁：太陽光発電は当初40件見込み、12月14日現在でその申請数は40件に達している。蓄電池については、当初20件で、12月14日現在34件の申請がある。

質問：太陽光発電と蓄電池の申請が増えた理由は。

答弁：平成29年度の実績をもとに平成30年度の予算計上を行ったが、再生エネルギーに対する期待が強まってきており、蓄電池も同様と考える。来年度の補助金は、太陽光50件、蓄電池40件を見込んでいる。

質問：＜農業振興対策事業（被災農業者向け経営体育成支援事業助成分）＞について 台風24号で被災した17経営事業体に支援する農業用ハウス等の再建・修繕の経費に対する補正予算だが、12月19日の状況と支援スケジュールは。

答弁：12月19日現在で20経営体、件数で言うと16件となっている。今後増える可能性もある。いずれにせよ12月下旬に我孫子市から千葉県へ、千葉県から国へ報告、平成30年度に被害にあったハウスの再建ができるようにと国から指示があった。

我孫子市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動の原則（第2条、第3条）

第3章 市民と議会の関係（第4条—第6条）

第4章 議会と行政の関係（第7条—第12条）

第5章 委員会活動（第13条）

第6章 議会及び事務局体制の充実（第14条—第19条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第20条—第22条）

第8章 条例の位置付け及び見直しの手続（第23条、第24条）

附則

我孫子市議会は、市民から選挙で選ばれた議員により構成され、同じく市民から選挙で選ばれた我孫子市長とともに、市民の信託を受け我孫子市の代表機関を構成している。議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために健全な緊張関係を保ちながら、我孫子市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

私たちの我孫子市は、歴史・文化・自然を大切にし、手賀沼や利根川に囲まれた水と緑の豊かな環境を生かしたまちづくりを基本に歩み続けてきた。

これまで我孫子市議会は、議会運営の活性化と開かれた議会を目指し議会改革に取り組んできたが、我孫子市を取り巻く社会環境は急速に変化を続けていく。このような環境の変化に適切に対応し、持続可能な自治体として発展していくためには、市民の信託を受けた意思決定機関である議会は絶えざる自己変革を行っていかなければならない。

我孫子市議会は、今後の議会のあり方を明確にし、議会機能の充実と議会の活性化をより一層進め、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、議会における規範として、ここに我孫子市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会及び議員の活動に関する原則、責務等の基本的事項を定めることにより、市民に開かれた倫理観ある質の高い議会として市民の負託に応えるとともに、市議会の活性化を図り、住民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動の原則

(議会活動の原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民を代表する議事機関として市民に開かれた議会とし、公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議決責任を重く認識し、迅速に議会としての意思決定を行うこと。
- (3) 多様な市民の声を的確に把握し、市政に反映させること。
- (4) 議員間の討議を積極的に行い、市政の課題に関する論点や争点を明らかにすること。
- (5) 政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。
- (6) 市民の意思を市政に的確に反映させるため、継続的に議会改革に取り組むこと。

(議員活動の原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 二元代表制の一翼を担う意思決定機関の一員であることを認識し、議員間の討議を重んじること。
- (2) 市政の課題及び多様な市民の声を的確に把握し、政策立案及び政策提言を行うことにより、市民生活の向上を目指すこと。
- (3) 自らの資質向上のため、不斷の研さんと努力すること。
- (4) 自らの議会活動について、市民に対して説明責任を果たすよう努めること。

第3章 市民と議会の関係

(情報公開)

第4条 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、すべての会議を原則公開とする。

(議会への市民参加)

第5条 議会は、市民の意向を議会活動に反映させるため、公聴会や参考人制度を積極的に活用し、市民の意見を聞く機会を確保するよう努めるものとする。

(議会報告会及び市民との意見交換)

第6条 議会は、市民に対し議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について議会報告会を行うものとする。

2 議会は、多くの市民の声を意思決定に反映させるため、事案に応じて市民との意見交換の場を設けるものとする。

3 議会報告会及び市民との意見交換に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 議会と行政の関係

(議会と市長の関係)

第7条 議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制の趣旨を踏まえ、常に市長と健全な緊張関係を保ち、市政発展に取り組まなければならない。

2 議長から本会議及び委員会に出席を要請された者は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑及び質問に対して、論点を明確化し議論を深める目的で反問することができる。

(議決事件の追加)

第8条 議会は地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事項として追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

(議会審議における論点整理)

第9条 議会は、重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長その他執行機関（以下「市長等」という。）に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 政策等の実施に係る財源措置及び将来にわたるコスト計算
(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

(予算及び決算の審議)

第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に分かりやすい説明を求めるものとする。

2 議会は、市長等が予算を適切に執行しているか監視し、評価を行うものとする。

3 議会は、決算審議に当たって市長等が執行した事業等の評価を行うものとする。

(議会費の充実)

第12条 議会は、適正な議会の活動費を充実するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。

第5章 委員会活動

(委員会の活動)

第13条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

2 議会は常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、公聴会及び参考人制度を活用するものとする。

3 議会は、委員会審査に当たり、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うように努めなければならない。

4 委員長は、議員間の討議を積極的に行い、委員長報告に当たっては、審査における論点や争点を明確にするよう努めるものとする。

第6章 議会及び事務局体制の充実

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

3 議会は、議員にこの条例に規定する内容の周知徹底を図るため、一般選挙及び補欠選挙を経た任期の開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(他の自治体の議会等との交流及び連携)

第15条 議会は、他の自治体の議会等との交流及び連携を図り、分権時代に対応した議会のあり方についての調査研究を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。

(議会図書室の充実)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第18条 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるため議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

(政務活動費)

第19条 政務活動費は、我孫子市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第26号）の定めるところにより、適正に執行しなければならない。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として市民の負託に応えるため、高い倫理観が求められていることを深く認識し、品位を重んじ、高い見識を身につけなければならない。

(議員定数)

第21条 議員定数は、我孫子市議会議員定数条例（平成14年条例第21号）で定める。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、公聴会、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

（議員報酬）

第22条 議員報酬は、我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第15号）で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、公聴会、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握するものとする。

3 議会は、前項の規定により把握した結果を市長に報告するものとする。

第8章 条例の位置付け及び見直しの手続

（条例の位置付け）

第23条 この条例は、議会における規範とする。

2 議会は、議会に関する条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

（見直し手続）

第24条 議会は、この条例の目的の達成の可否について、適宜、検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、議会運営に関する制度の改善が必要と認められた場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。

3 この条例の改正に当たっては、本会議において改正理由及び改正案の提出に至った経緯について説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。